平成２３年（フ）第５２６４号
大阪市福島区吉野１丁目11番11号
債務者　松澤タクシーこと　松澤　淳一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９３号
大阪市住吉区苅田５丁目19番７号　シルバーハイツ302号
債務者　上原ゆかり
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５４号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―1402号
債務者　三井田育敬
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１１号
大阪府門真市大池町14番37―603号
債務者　佐原　優太
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２１号
大阪府茨木市総持寺１丁目15番19号
債務者　中原　永二
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４３号
大阪市天王寺区北河堀町３番１―509号
債務者　坂本　喜則
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５１号
大阪市西区本田２丁目２番８―1104号
債務者　松田　好広
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目10番27―603号
債務者　中村美代子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９６２号
大阪府交野市梅が枝20番203号
債務者　藤原ゆう子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７３号
大阪府門真市栄町６番23号
債務者　北島　招一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７４号
大阪市鶴見区今津中３丁目６番27―404号
債務者　中島　　弘
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７５号
大阪市北区天満２丁目５番９号　安藤ハイツ203号室
債務者　杉本　典子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８２号
大阪市天王寺区大道４丁目２番11号　アーバンコンコートダイドー201号
債務者　松本　英人
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７号
長崎県西海市西彼町上岳郷1885番地３
債務者　持永　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
長崎県長崎市出雲１丁目３番10号
債務者　坂口　　博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1291―２、住民票上の住所長崎県長崎市矢上町20番29号
債務者　渡口　幸秀
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
札幌市北区篠路２条７丁目６番49号　メゾンふじ202号
債務者　藤井久美子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７４号
札幌市豊平区豊平３条７丁目２番１号　エクセレントハウス豊平37―201号室、住民票上の住所北海道余市郡余市町入舟町370番地
債務者　高野　　貢
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部